

高金利投信(毎月分配型)

追加型投信／海外／資産複合



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	資産複合	資産複合(社債(公債)・その他資産 (優先出資証券)資産配分変更型)	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	なし

※商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

 **Capital Asset Management**

キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号

設立年月日：2004年1月26日

資本金：280百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：15,108百万円

(資本金、運用純資産総額は2011年10月末日現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

住友信託銀行株式会社

但し、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

(照会先) **キャピタル アセットマネジメント株式会社**

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう高金利投信(毎月分配型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年12月9日に関東財務局長に提出し、2011年12月10日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■電話番号：03-5205-0700 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

■ホームページ：<http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、高水準の金利・配当収入の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 高金利国通貨建て(豪ドル、ニュージーランドドル、ブラジルレアル、南アフリカランド建て等)の国債、政府機関債、国際機関債、ユーロ建て・米ドル建ての優先出資証券、ユーロ円建て新株予約権付社債および高格付け短期債券等に投資します。

- 投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。
 - ・ 各国の経済状況、金利水準、市場の流動性等を参考に投資対象証券の通貨およびそれらの投資比率を選定、決定します。
 - ・ 投資環境、資金状況、解約対応等の観点から、ユーロ建て、米ドル建て、ユーロ円建ての短期債券、円建て債券、株式等に投資することがあります。

2 毎月決算(年12回)を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

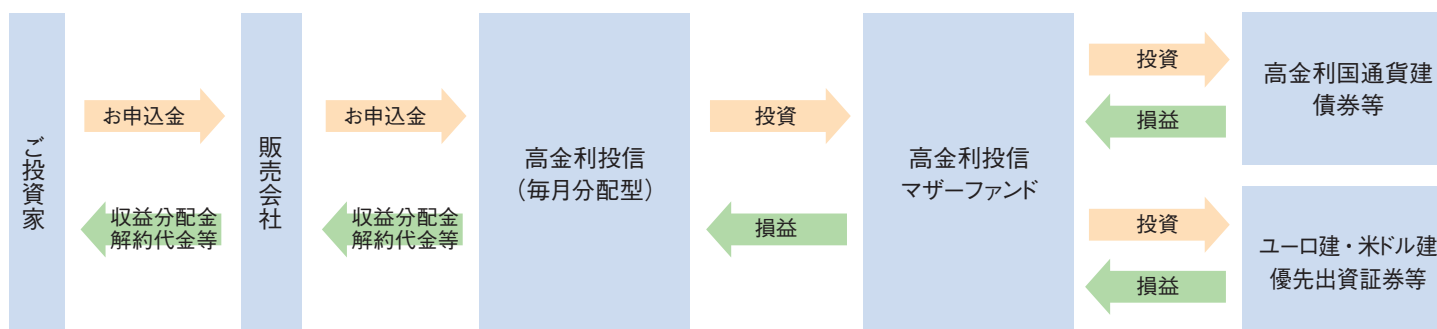
- 原則として、毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等としますが、毎年6月および12月(以下ボーナス月といいます。)を除く通常月の分配は、原則として利子・配当等収益の範囲で、委託会社が決定します。
 - 原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。ボーナス月の分配については売買益等も含め、基準価額の水準等も考慮したうえで、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- * 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

3 原則として為替ヘッジは行いません。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行いマザーファンドへの投資を通じて、高水準の金利・配当収入の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

- ファミリーファンド方式とは、ご投資家の皆様から投資された資金をベビーファンド(高金利投信(毎月分配型))としてまとめ、その資金をマザーファンド(高金利投信マザーファンド)に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



優先出資証券とは？

- 債券と普通株の中間の性質を持ち、優先株に類似した有価証券です。
- 通常、残余財産分配請求権※においては 劣後債券 > 優先出資証券 > 普通株式 となります。



- 通常は残余財産分配請求権において劣後債権者より劣後し、普通株より優先します。
- 金融機関に対するBIS規制による自己資本比率の算定において、基本項目(Tier1)に算入されるため、自己資本の充実を目的に主に大手金融機関がSPC(特別目的会社)等を使って発行し、その元利金の支払いを保証しています。
- 一般的に、次のような条件で発行されます。
 - ◆議決権を有しません。
 - ◆配当率があらかじめ定められており、一定期間(5年~10年)は固定配当、それ以降は変動配当となります。なお、予定配当は発行金融機関(または保証体)の業績如何により支払われないことがあります。
 - ◆償還期限はあらかじめ定められていない一方で、発行体による繰上償還(コール)条項が付されています。

※残余財産分配請求権 残余財産分配請求権とは、会社が解散する際に、株主が清算後に残った財産を保有株式数に応じて分配される権利。まず負債(シニア債券、期限付劣後債券、永久劣後債券等)を清算後に、残った財産から優先出資証券、優先株の順に分配され、最後に普通株株主に保有株に応じて分配されます。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合(転換社債の転換、新株予約権の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券を除きます。)は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 優先出資証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等としますが、毎年6月および12月(以下ボーナス月といいます。)を除く通常月の分配は、原則として利子・配当等収益の範囲で委託会社が決定します。
- 原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。ボーナス月の計算期末については、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用は、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行うことを基本とします。

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて高金利国通貨建て(豪ドル、ニュージーランドドル、ブラジルレアル、南アフリカランド建て等)の国債、政府機関債、国際機関債、ユーロ建て・米ドル建ての優先出資証券、ユーロ円建て新株予約権付社債および高格付け短期債券等に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、すべてご投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

主な変動要因

価格変動リスク	当ファンドは、主に海外の公社債、優先出資証券等に投資することから、金利上昇により、組入銘柄の価格が低下した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、優先出資証券等については、発行企業の業績ならびに市場の需給等の影響を受け価格が低下し、ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に海外の公社債、優先出資証券等に投資することから、当ファンドの基準価額は、組入銘柄の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が円ベースで変動するリスクをいいます。外国為替相場は一般的に、外国為替市場の需給、各国の金利の変動および様々な国際的な要因により変動し、各国政府・中央銀行による介入や通貨管理その他の政策によっても変動することがあります。また、外国為替相場は短期的に大幅に変動することがあります。外国為替相場の影響だけを考慮した場合、外国通貨建資産の価格は、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外国通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	海外の公社債等に投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	公社債、優先出資証券および短期金融商品等の発行体が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

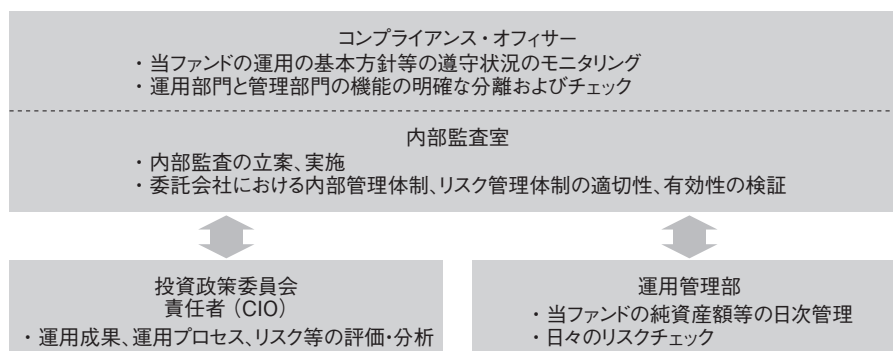
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

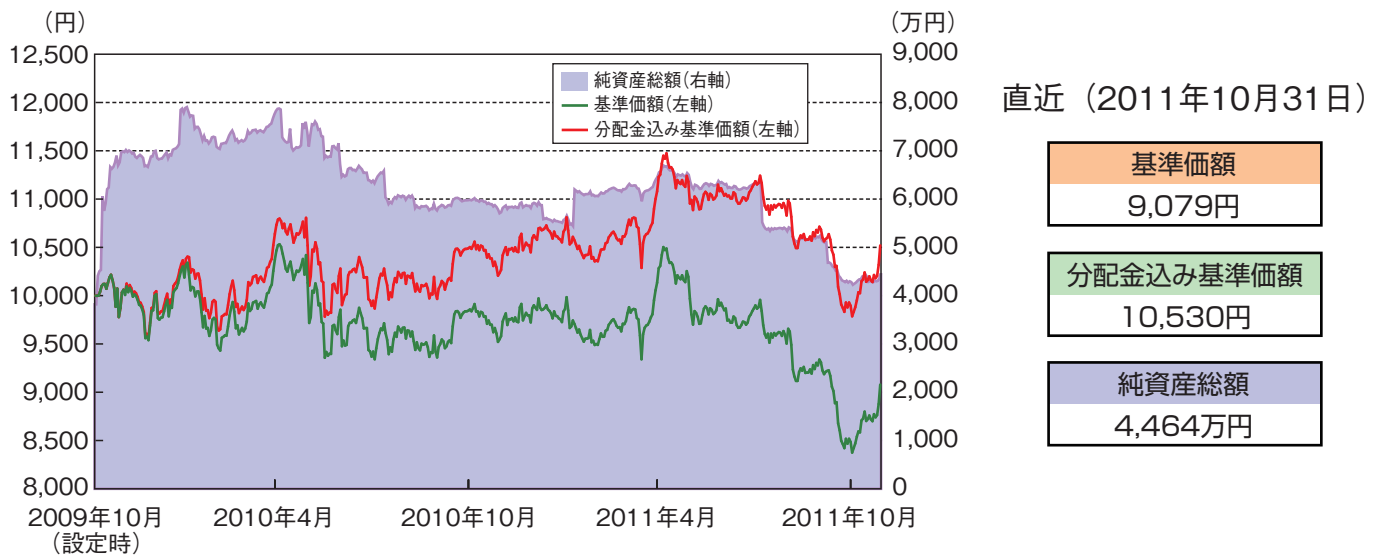


※投資リスクに対する管理体制は2011年10月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

運用実績

基準日：2011年10月31日

■基準価額、純資産の推移：2009年10月9日（設定日）～2011年10月31日



■分配金額の推移

2010年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
120円	37円	45円	120円	40円	100円	40円	40円	40円	40円	40円	100円

2011年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
40円	40円	40円	50円	200円	100円	40円	50円	35円	30円

直近1年の累計
765円

設定来累計
1,451円

1万口あたり／税引き前

■資産の状況（マザーファンド）

【組入状況】

有価証券組入比率	85.4%
組入銘柄数	8銘柄

※マザーファンドを通じて組入れている実質的な組入比率です。

【平均利回り】

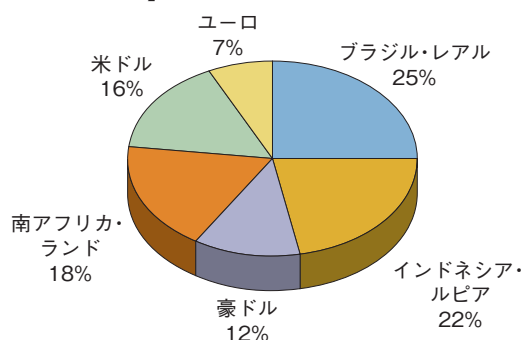
最終利回り	5.22%
直接利回り	6.28%

※平均利回りの値は、時価加重平均利回りです。

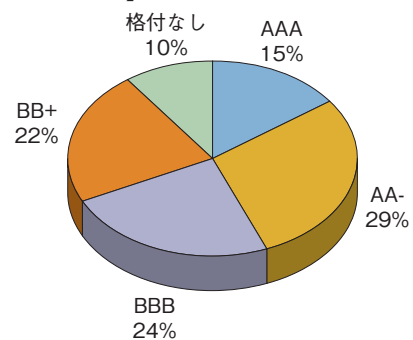
【組入上位5銘柄】

銘柄名	通貨	利率	償還日	投資比率
インドネシア国債	インドネシア・ルピア	11.000%	2020/11/15	18.9%
トヨタ・モーター・クレジット	南アフリカ・ランド	8.010%	2012/8/16	15.0%
みずほ優先出資証券	米ドル	6.686%	2016/6/30	13.8%
米州開発銀行	ブラジル・リアル	9.000%	2012/8/28	10.8%
トヨタ・モーター・クレジット	豪ドル	5.480%	2012/8/28	10.2%

【通貨別 構成比】



【格付け 別構成比】



※各構成比の値は、現金等を除く組入れ有価証券内での構成比を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

追加的記載事項

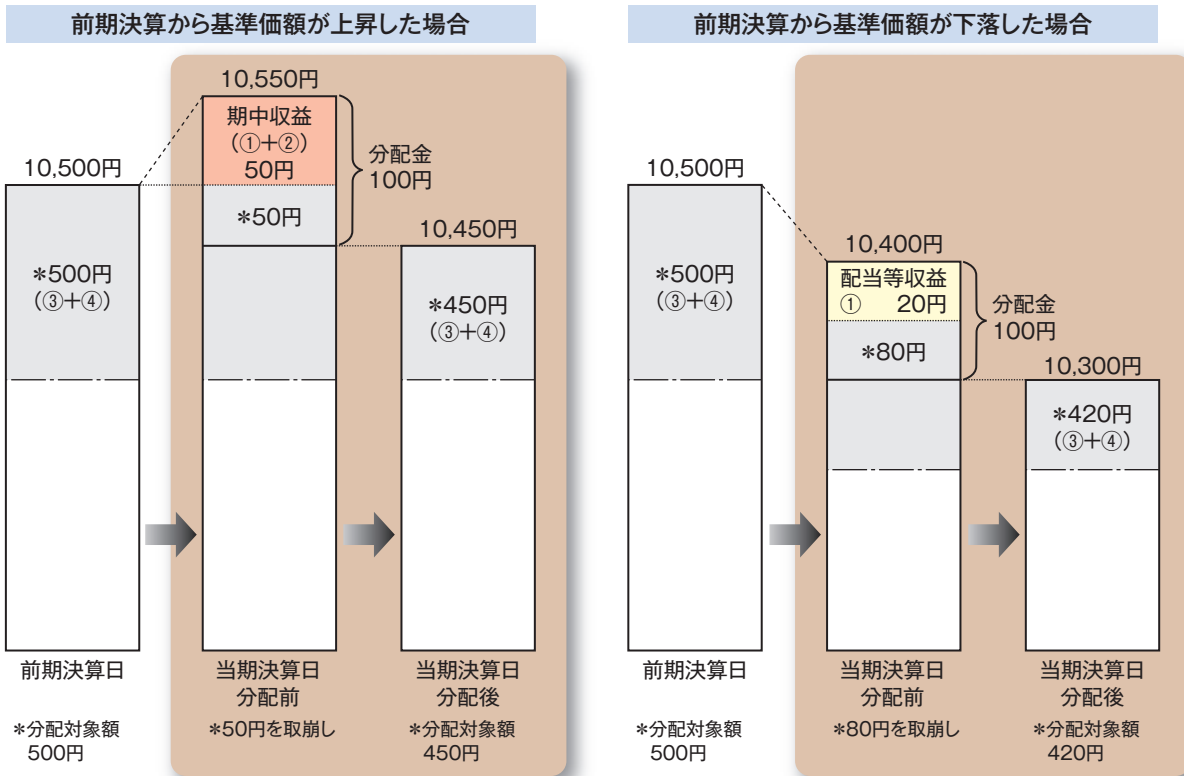
〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



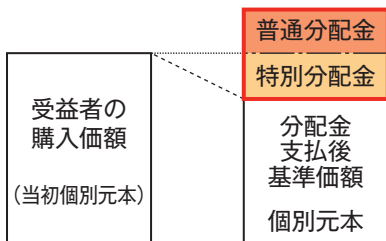
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

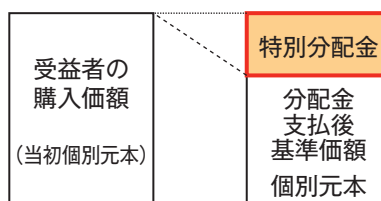
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位とします。
購入価額	申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社へお支払いください。
換金単位	1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.2%)を差し引いた金額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨークおよびロンドンの銀行休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
購入の申込期間	2011年12月10日から2012年12月7日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2009年10月9日(設定日)から2019年10月9日まで
繰上償還	当ファンドは、受益権口数が1億口を下回るようになった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決算日	原則として毎月9日とします。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	原則として、毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。毎年6月、12月をボーナス分配月とし、基準価額を勘案して、ボーナス分配金を上乘せします。
信託金の限度額	500億円
公告	電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.capital-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月のファンドの毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている投資者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)に 3.15%(税抜3.0%) を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。						
信託財産留保額	解約受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.2%						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.5225%(税抜き1.45%) の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。						
	【運用管理費用(信託報酬)の配分】						
	当該ファンドの純資産総額に対して	年率1.5225%(税抜き1.45%)					
	内訳	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.525%(税抜き0.50%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.945%(税抜き0.90%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0525%(税抜き0.05%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	年率0.525%(税抜き0.50%)	販売会社	年率0.945%(税抜き0.90%)	受託会社
委託会社	年率0.525%(税抜き0.50%)						
販売会社	年率0.945%(税抜き0.90%)						
受託会社	年率0.0525%(税抜き0.05%)						
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料等	組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国証券の保管費用、借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息等です。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に、料率、上限等を示すことができません。					
	その他の諸費用	主に、監査費用、印刷の費用等です。その合計額は、信託財産の純資産総額の年率0.105%(税抜0.10%)相当を上限とします。					

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は2011年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。